

一般廃棄物処理業者に対する行政処分について

令和 6 年 7 月 3 日付けで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条の 4 第 1 項第 2 号により、下記のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分者

住所：香川県高松市田村町 8 8 7 番地

名称：株式会社西村組

代表取締役 西村 正照

2 許可の内容

一般廃棄物収集運搬業

許可年月日：令和 4 年 6 月 1 7 日

許可番号：高松市許可第 1 1 1 号

一般廃棄物の種類：事業系一般廃棄物（生ごみ及びし尿を除く。）

区域：高松市内

3 処分の内容

一般廃棄物収集運搬業の許可の取消し

4 処分の年月日

令和 6 年 7 月 3 日

5 処分の理由

法第 7 条第 5 項第 4 号ヌに該当するため。

（役員が、令和 6 年 5 月 2 2 日、高松地方裁判所丸亀支部において、道路交通法違反により、懲役 8 月、執行猶予 3 年の刑が確定したため。）